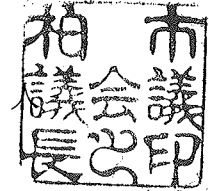


柏議庶第76号  
令和4年10月26日

柏市行政不服及び情報公開・  
個人情報保護審議会  
会長 神谷敦宏 様

柏市議会議長 円谷 憲



個人情報保護法改正に伴う柏市議会個人情報保護条例  
の骨子（案）について（諮問）

柏市議会個人情報保護条例を柏市議会令和5年第1回定例会に提出するに際し、同条例の骨子（案）に対する意見を聞きたいので、下記のとおり柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3号に規定する諮問をします。

記

1 柏市議会個人情報保護条例制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）の改正に伴い、本市においても法の適用を受けることになるが、地方公共団体の議会については、地方公共団体の機関から除外されている。

このことから、新たに柏市議会個人情報保護条例を制定するもの

2 骨子（案）の概要

法、柏市個人情報保護条例及び柏市個人情報保護法施行条例案の規定と比較し、個人情報保護の水準を保つことを目的とした規定を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

